

衆議院内閣委員会ニュース

平成 26.4.16 第 186 回国会第 13 号

4 月 16 日（水）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案（内閣提出第 35 号）

- ・古屋国務大臣（国家公安委員会委員長）、牧野外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民主、維新、公明、みんな、生活 反対一共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

高 木 宏 壽君（自民）

- ・「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」を締結する意義についての古屋国家公安委員会委員長の所見を伺いたい。
- ・指紋情報の照会を行うためのシステムはどのようなものを想定しているのか。また、被告人となった後、無罪が確定した者の指紋情報については、どのように扱われるのか。それぞれについて古屋国家公安委員会委員長に伺いたい。

鷲 尾 英一郎君（民主）

- ・本法律案に基づく、指紋の照会については、どの程度の件数を見込んでいるのか。古屋国家公安委員会委員長に伺いたい。
- ・「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」第 8 条 7 及び本法律案第 5 条に基づき、日本の提供した情報を米国が第 3 国に提供する場合、警察庁長官の同意があればよいとしているのは、個人情報保護の観点から問題があるのではないかと。古屋国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

渡 辺 周君（民主）

- ・査証免除制度の適用者数及び同制度による恩恵についての政府の認識を伺いたい。
- ・米国に公用旅券で入国する際には、様々な情報の提供が求められる。米国におけるそれらの情報の利用目的や管理体制について政府は把握しているか、伺いたい。
- ・「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化

に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に基づいてやりとりされる指紋等のデータは警察においてどのように蓄積され、また、どのように運用されるのか、伺いたい。

中 丸 啓君（維新）

- ・「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に基づき指紋の照会を行う場合、照会に要する時間は今までと比べてどのくらい短縮されるのか、伺いたい。
- ・日本以外の米国査証免除プログラム参加国は、既に本協定と同種の協定の締結若しくは締結の合意に至っているというが、日本の締結が最後になった理由を伺いたい。
- ・本法律案に基づく指紋照会システムを構築するに当たっては、米国のシステムと仕様を合わせる必要がある。これは新規にシステムを構築するよりも大変だと思うが、そのための人員、予算等の体制をどのように整備するか、古屋国家公安委員会委員長の所見を伺いたい。

大 熊 利 昭君（みんな）

- ・「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」第 4 条 3 に規定する「特定の状況」について、政府は「具体的な嫌疑」がある場合などと答弁しているが、そうであるならばそれを条文に明記するべきではないかと、政府の見解を伺いたい。
- ・本協定第 5 条 3 の「追加的な情報の要請及び提供」について、日米両国で犯罪に当たらない場合は情報提供されるということなのか、政府の見解を伺いたい。

赤 嶺 政 賢君（共産）

- ・米国から特定の者が識別されていない指紋情報の照会を受けた場合、当該指紋情報の照会対象者として、無罪判決確定者や嫌疑不十分で不起訴となった者が含まれているのか、政府の見解を伺いたい。
- ・EU人権裁判所の判決を受けて英国は、無罪判決確定者の指紋情報をデータベースから削除したということだが、日本も無罪判決確定者の指紋情報を削除すべきではないか、政府の見解を伺いたい。

村 上 史 好君（生活）

- ・我が国の核物質の保管・管理について米国から度々指摘がなされているが、日米で認識が共有されているのか、また、我が国の核テロについての考え方について、政府の見解を伺いたい。
- ・米国への指紋情報の提供に関して、基本的な権利及び自由、プライバシーや個人情報保護が「重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」及び本法律案上どのように担保されているのか、政府の具体的な説明を伺いたい。